

【参考】基準緩和自動車の認定制度の見直しについて

【背景】トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あがて課題解決に向けた様々な取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も発生しています。

【運送業界要望】 安全性が確保された効率的な輸送、悪質な運送事業者等への厳格な対応

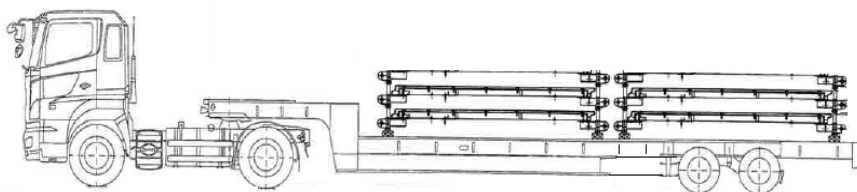
認定要領、処分要領改正

幅広貨物の複数輸送について（2019年3月から）

- 幅広トレーラ※¹を使用し、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲で幅広貨物※²の複数積載を認めることとします。

※1 幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ

※2 合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な貨物



処分要領における違反点数の明確化（2019年3月から）

- 適切に貨物を積載せずに、幅広貨物を落下させた場合
…8点（新設）
- 幅広貨物の制限違反…3点（新設）
- 積載重量の制限違反…3点（既設）

基準緩和自動車の申請者条件を追加（2019年9月から）

- 申請日前3ヶ月（悪質違反6ヶ月）間又は申請日以降に以下の処分を受けた者ではないことを条件とします。（継続申請除く）
 - ・ 保安基準緩和の認定の取消処分
 - ・ 貨物自動車運送事業法違反による自動車等の使用停止以上の処分、道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（事業用貨物自動車の申請に限る）